

# 預金規定等への暴力団排除条項の導入

## および表明・確約の同意取得のお願い

当金庫では、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害防止するための指針(犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)」を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断に積極的に取り組んでおります。

この取り組みの一環として、平成22年10月1日(金)より預金規定集、当座預金規定、貸金庫規定等に「暴力団排除条項」を追加し、一層の取り組み強化をめざしております。

つきましては、はじめてお取引をいただくお客さまには、下記の事項をお願いすることになりますので、当金庫の本取組の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 反社会的勢力に該当しないことの表明・確約について

- ・お客さまから預金・貸金庫のお取引を開始される際は、反社会的勢力に該当しないことを表明・確約していただきます。
- ・表明・ご確約いただけない場合には、お取引をお断りさせていただきます。

#### 2. 暴力団排除条項について

- ・預金規定集やその他取引等に暴力団をはじめとする反社会的勢力を排除するための条項を追加いたしました。
- ・反社会的勢力に該当すると判明した場合や暴力的な要求行為を行った場合には、取引を停止し、お客さまへの通知により取引を解約させていただきます。
- ・改定後の規定につきましては、既にお取引いただいておりますお客さまに対しても適用させていただきます。

#### ※反社会的勢力とは

暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます。また、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当要求行為などを行った場合にもこれに該当します。

以上

平成22年9月16日

【本件に関するお問い合わせ先】

**村上信用金庫業務部 お客さま相談室**

電話 0254-53-5583

#### <暴力団排除条項内容>

1. この預金口座は、後記2のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記2の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の契約をお断りするものとします。
2. 前項のほか、次の各号に一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
  - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員
    - C. 暴力団準構成員
    - D. 暴力団関係企業
    - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - F. その他前各号に準ずる者
  - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為